# 令和7年第8回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年4月18日(金) 午前10時~ 早良区役所 中会議室

### 議題

1	議	案		
	議案第	36号	選挙人名簿から抹消する者について	• • • P. 1
	議案第	37号	在外選挙人名簿への登録をする者について	• • • P. 3
	議案第	38号	在外選挙人名簿への登録の移転をする者について	• • • P. 4
2	その1	他		
	福岡県	知事這	選挙の結果について	• • • P. 6
	市長と	区選挙	学管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)	第180条の7の規定に基づ
	協議の	一部引	女正について	• • • P. 6
	今後の	委員会	会開催予定について	• • • P. 6

#### 議案第36号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年4月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 伊佐 宇為彦

1 抹消する者の数内訳 死亡者市外転出者56 人在外移転者2 人

2 抹消する者の氏名等 別冊のとおり

3 抹消年月日 令和7年4月18日

#### (議案の根拠)

・公職選挙法第28条の規定による。

#### (登録の抹消)

**公職選挙法第28条** 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各 号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。 場合において、第4号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する<u>在外選挙人名簿への登録の移転をする</u> こととするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

### (参考)

### 1 死亡者 令和7年3月23日から令和7年3月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

### 2 転出者 令和6年11月23日から令和6年11月30日までに、市外へ転出した者

### 3 抹消の内訳

(単位:人)

			(中国・ノウ
区分	男	女	11111111
死亡	50	49	99
転出	49	47	96
在外移転	0	2	2
合計	99	98	197

#### 議案第37号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年4月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 伊佐 宇為彦

1 登録する者の数 1人

2 登録する者の氏名等 別紙1のとおり

3 登録年月日 令和7年4月18日

\_..\_..\_..

#### (議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 <u>市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市</u>町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

\_\_\_\_\_

#### (参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

#### 議案第38号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると 同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年4月18日

福岡市早良区選挙管理委員会 委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数 2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等 別紙2のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日 令和7年4月18日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村に おける第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選 挙人名簿の被登録移転資格」という。) <u>を有する者である場合には、</u>遅滞なく、当該申請をした者について<u>在外選挙</u> 人名簿への登録の移転をしなければならない。

(参考)

## 在外選挙人名簿登録 • 抹消內訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.3.23現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7. 4. 18)の
区为		新規申請	死亡等	住民登録		登録者数
男	45	0	0	0	0	45
女	72	3	0	0	3	75
111111111111111111111111111111111111111	117	3	0	0	3	120

### その他

・福岡県知事選挙の結果について

別紙3のとおり

・市長と区選挙管理委員会との地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づく協議の 一部改正について 別紙4のとおり

### ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月日	開始時刻	場所
第9回	定例	5月20日(火)	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	6月2日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室